

保企第2865号
令和7年3月19日

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 会長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（あはき・柔整広告ガイドライン）について（通知）

日頃から、本府健康医療行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
標記について、厚生労働省医政局長から別添のとおり通知がありました。
つきましては、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。
なお、当該通知の掲載アドレスは下記のとおりです。

記

- ・掲載アドレス
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師 > 厚生労働省からの通知等
<https://www.pref.osaka.lg.jp/0100020/iryo/sezyutusyo/kouroutuuti.html>